

## 福島地方最低賃金審議会

本審議会

第 5 回

議事要旨

~~地域最低賃金専門部会~~

第 回

~~議事録~~

公開・非公開

開催日時	令和4年8月10日(水) 13時30分～16時00分
場所	福島合同庁舎3階共用会議室
出席状況	公益を代表する委員 出席 4人 定数 5人
	労働者を代表する委員 出席 5人 定数 5人
	使用者を代表する委員 出席 4人 定数 5人
主要議題	<p>1 福島県最低賃金関係            専門部会の審議結果報告 改正に係る金額審議            改正に関する答申 その他</p> <p>2 特定最低賃金関係            改正の必要性の有無の審議・答申            改正決定の諮問            その他</p>
議事要旨・議事録	<p>1 福島県最低賃金関係</p> <p>8月5日に開催された第5回福島県最低賃金専門部会における時間額828円を30円引き上げ、時間額858円とする専門部会報告を踏まえ金額審議を行った。            専門部会報告の時間額828円を30円引き上げ、時間額858円を全会一致で議決した。            専門部会報告の時間額828円を30円引き上げ、時間額858円で結審のうえ答申した。            発効日は令和4年10月6日(法定発効)</p> <p>本日より、福島県最低賃金改正について答申内容の公示をし、異議申出あった場合は、8月26日(金)に第6回福島地方最低賃金審議会を開催し、異議申出に係る諮問及び答申を予定。</p> <p>2 特定最低賃金5業種の改正の必要性の有無の審議・答申</p> <p>特定最低賃金5業種を個別に必要性を審議した結果、4業種を全会一致により必要性有りの答申。計量器等製造業については、継続審議となった。</p> <p>特定最低賃金4業種について金額改正を諮問。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最賃法第25条2項の専門部会の設置を決定した。</li> <li>・公示により希望が無ければ最賃法第25条5項の参考人聴取は実施しないことを確認した。</li> <li>・審議会令6条5項の適用は、全会一致の場合のみ適用することとした。</li> </ul> <p>計量器等製造業に係る改正の必要性の有無については、第6回審議会において継続審議することとした。</p>